議案第３７号

上越市水道事業給水条例の一部改正について

上越市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市水道事業給水条例の一部を改正する条例

上越市水道事業給水条例（昭和４６年上越市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１８条第３号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同条第６号中「よる」を「基づく」に改め、同条第８号中「又は水道環境」を削る。

第１９条第２号中「後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「同条第３号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加え、同条第４号中「卒業した」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を、「同条第３号に規定する学校の卒業者」の次に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加える。

第２９条⑴の表月額の欄を次のように改める。

月　額
１，２３２．００円
２，２８８．００円
２，３９８．００円
７，２８２．００円
２８，２０４．００円
５５，８８０．００円
５６，９８０．００円
１７７，１００．００円
１８０，０７０．００円

第２９条⑵の表１㎥当たり金額の欄を次のように改める。

１㎥当たり金額
５６．１０円

１７１．６０円
１８３．７０円
２１２．３０円
２５８．５０円

第２９条⑵の表備考２中「７０．２０円」を「７１．５０円」に改める。

第３４条第１項の表金額の欄を次のように改める。

金　額
１９，８００円
６１，６００円
１１０，０００円
１７６，０００円
３８５，０００円
５８３，０００円
１，２９８，０００円
２，５３０，０００円
管理者が別に定める額

附　則

（施行期日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１８条及び第１９条の改正規定並びに次項の規定　平成３１年４月１日

⑵　その他の改正規定並びに附則第３項及び附則第４項の規定　平成３１年１０月１日

（経過措置）

２　この条例の施行前に行われた技術士法（昭和５８年法律第２５号）第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の第１８条の規定の適用については、同法第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

３　附則第１項第２号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して水道を使用している者については、改正後の第２９条の規定は、施行日以後最初の水道メーターの点検の日以後の水道の使用に係る料金から適用する。

４　改正後の第３４条第１項の規定は、施行日以後に完了する給水装置の新設工事又は増径工事に伴う加入金について適用する。ただし、平成３１年３月３１日までに申込みをし、

施行日以後に完了する給水装置の新設工事又は増径工事に伴う加入金については、なお従前の例による。